

協議会だより

各事業所・施設に安全計画の策定を義務付け

二〇二三年二月二日付、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」が发出されました。事務連絡には、つぎのように記されています。

◆児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。

◆（前略）改正を受け、「児童福祉

施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第二五九号）」において、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）及び児童館については、令和五年四月一日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和五年四月一日から一年間は努力義務とし、令和六年四月一日から義務化）こととしています。

これにともない、国の学童保育の基準である、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に、安全計画についての項目、「安全計画の策定等」第六条の二が新たに加えられます。

また、事務連絡には、「新省令に基づき安全計画策定の規定内容について」「安全計画の策定について」「児童の安全確保に関する取組について」「安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項」の四項目にわたって、安全計画を策定する際の留意事項がまとめられています。

一 項目目の「規定内容について」に、以下の記述があります。

「安全計画では、放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること、放課後児童支援員や児童厚生員等の職員（以下「放課後児童クラブ等職員」という。）や利用者等に対し、事業所・施設内の活動はもちろんで、遠足等の事業所・施設外の活動時や、放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など事業所・施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるように行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実に

行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。」

厚生労働省の「令和四年（二〇二三年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和四年（二〇二三年）五月一日現在）」によると、「事故・ケガ防止と対応について」「安全性についての点検を行っている」「学童保育は全体の九九・〇％」「マニュアルを作成し、適切な処置を行っている」が九三・六％、「防災・防犯対策」について、「計画・マニュアル作成を行っている」が九三・五％、「定期的な避難訓練を行っている」が九三・八％、「来所・帰宅時の安全確保を行っている」が八九・七％でした（二〇二三年一月二三日に報道発表されています）。

すでに多くの学童保育で、マニュアルが作成されているようですが、今回の児童福祉法改正にともなって

安全計画を策定する際には、各事業所、各市町村任せにせず、子どもの安全をしっかり守れる実効性のある計画にする必要があります。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では、『学童保育の安全対策・危機管理——安全対策・危機管理の指針』の「手引き」(頒価二〇〇円)（税込）を作成し「人数がとも多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要があること」「専任の指導員を常時複数配置すること」「必要性」「成長過程にある子ども」「遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「安全・安心」について子どもと一緒に考え、つくりあげることの大切さ」などについてまとめています。ぜひ、活用ください。

なお、子どもの安全確保、事故防止に関わっては、全国連協発行の冊子『学童保育情報二〇二二—二〇二三』を参考してください。

令和五年度予算案 について

同年二月三日、令和五年度予算案が閣議決定されました。厚生労働省から、放課後児童クラブ関係の予算について情報提供がありましたので紹介します。

令和五年度予算案は二二〇五億円（前年度額一〇六五億円）。

また、運営費等の「子ども・子育て支援交付金」は一〇四六億円（前年度九八一億円）。施設整備費の「子ども・子育て支援施設整備交付金」は一五九億円（前年度額八四億円）。共に増額されています。

この予算案は、二〇二三年一月二三日召集の通常国会に提出され、年度内に成立する見込みです。令和五年度予算案における、主な拡充内容は、下記の四点です。

◆放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】
……放課後児童支援員は、基礎資格十

研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和五年三月三十一日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「① 研修計画を定めること、② 採用から二年以内に研修修了を予定していること」という二つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

◆放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】
……待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地の民家・アパートを活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えることとなる。

◆放課後児童クラブ利用調整支援事業（仮称）（子ども・子育て支援交付金）【新規】……待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなど、待機児童解消への取組に係る経費を補助する事業を創設する。

◆放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）【拡充】
……待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が一〇人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。※主に四年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大。

* * *

国の「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」には、「放課後児童支援員認定資格研修」の「趣旨・目的」が下記のよう記されています。

「一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第一〇条第三項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成二七年三月三二日雇児発〇三三二第三四号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらったことを目的として実施するものである」

運営費に関わる予算案では「拡充」とされていますが、今回の資格の「みなし」に関わる措置は、「基礎資格

があれば、研修受講が伴わず、放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解」「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識」がなくとも、二年間は事業に従事していてもいい」「その状況がつつくことの年限が区切られていない」ことを意味します。

子どもの最善の利益を守るためには、子どもと生活を共にするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し子どもと安定的に継続して関われるようにするための条件整備と人材育成を基本とする方策が必要です。

内閣総理大臣年頭記者会見 「異次元の少子化対策に挑戦」

二〇二三年一月四日の「岸田内

閣総理大臣年頭記者会見」では「異次元の少子化対策に挑戦」として「学童保育」にふれています。

第一に、児童手当を中心に経済的支援の強化。第二に、学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援産後ケア、一時預かりなど、すべての子育て家庭を対象としたサービスの拡充。そして第三に、育児休業制度の強化も含めた働き方改革の推進とそれを支える制度の充実をあげました。

小倉将信こども政策担当相を座長とする関係府省会議を開き（事務局注：初会合は二〇二三年一月一九日）、三月末までにとりまとめる予定で、これまでのこども政策を体系的に検討し、将来的な倍増をめざすとされています。

子ども関連予算は、こども家庭庁が創設される二〇二三年度からの増額ではなく、同年六月に閣議

決定する「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」で、倍増させる道筋を示す、児童手当など「現金給付」の拡大を検討すると報道されています。

同年一月二三日に召集された通常国会の施政方針演説でも、「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」と発言されていました。

私たちはこれまで「学童保育」という言葉を大切に使ってきました。年頭記者会見で述べられた「学童保育」が、児童福祉法に位置づけられ、国や自治体の基準にもとづいて運営されるもので、「一定水準の質の確保及びその向上を図る」ために「放課後児童クラブ運営指針」が策定された「放課後児童健全育成事業」を指すのか、また、「拡充」といった場合に、これまで私たちがめざしてきた方向への「拡充」なのか、たしかめつつ注視していくことが必要です。